

社会福祉法人下伊那社会福祉会
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画策定する。

1. 計画期間 令和6年7月1日～令和9年6月30日までの 3年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・取得率を50%以上にすること
女性職員・・・取得率を100%以上にすること

<対策>

- 令和6年9月 職場と家庭の両方において男女が共に貢献できる職場風土づくりに向けた意識を啓発するための研修を実施

- 令和6年12月 法人全体の管理職を対象として、部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。

- 令和7年3月 職員が働きやすい職場であるために課題となっている事項を法人全体で共有するシステムをつくる。

計画期間中に対象となる職員に育児支援制度利用意向を確認する。
制度の利用意向がある場合は、所属部署の上司と施設長が連携して部署全体の業務配分、業務体制について見直し・調整を行う。